

## 児童等重大事案第三者委員会 調査の目的・対象者・方法等(案)

作成 委員長

### 本調査の基本方針

1. 当委員会は、「いじめ防止対策推進法に基づくものではなく、市長が独自の調査を行う必要があると判断したため、開催するもの」とされている（第一回委員会資料3）。

よって、当委員会が調査対象とするいじめ事案について、その発覚後の対応・介入・予防等に関して何が問われ、いじめ被害の当事者の苦痛を早期に解決する上でどのような問題（課題）があったのかを明らかにすることは、安全で安心できる公教育の推進のために、また教育を受ける権利主体の児童および保護者・住民の関心に資するものである、と解することが出来る。

2. 当委員会の調査に当たっては、本件におけるいじめの事実関係を具体的に調査し、その進行過程において学校及び大阪市教育委員会の対応（被害児童に関わる事態の進行途上のみならず、事後的対応、保護者の申し入れ等に対する対応を含む。）、さらに被害児童がいじめを要因として不登校になった時の学習支援の事実関係を併せて調査して、いじめ事案の加害・被害関係とその介入・予防の対応、事後対応という意味での本件構図を立体的・構造的に把握する。

以上の調査に際して、必要に応じて、委員会が承認し大阪市が委嘱する調査のための専門委員の協力を得る（大阪市規則第177号第5条）。

本件の調査によって得た、または確認できた事実関係並びに上記の案件を総合的に考察して、同前第11条にうたうように調査結果に基づく「是正のために必要な措置、再発防止のために必要な措置その他の措置に関する」意見具申、すなわち諮問への答申をまとめる。

3. 以上の調査方針に基づいて、主要な調査の目的・対象・方法の今後の進め方をまとめると別表のようになる。

これらの立案は、あくまで調査を計画的に円滑に進めるためのもので、個々には委員会で協議し合意に基づいて進めていく。

聴き取りに際して、対象者が、弁護士などの付添人を同席させることを求めた場合には、規則および運営要綱に基づき委員会で協議した上で、基本的には同席を認める方向で対応する。

また、いずれの聴き取りも、委員が全員出席できることが望ましいが、多忙な日程の中で全員の一致する日程をやりくりしていると実施時期が後ろにずれ込んで、調査期間自体が長期化し結果として調査のあり方への不信を招きかねないなど、状況は好ましいことではない。よって、委員が三人以上出席しうる場合には、調査委員の協力・補助も得るなどして聴き取り等の調査を実施する、または或る限定された調査に関しては委員会協議を踏まえて調査委員に実施をゆだねることとし、こうした場合には事後の、委員全員の情報共有の手段を工夫して、情報の差異が生じないようにしたい。